

加算部分 2

療育支援加算 ^(注2)	⑳	基本額 24,930 +	処遇改善等加算 240 × 加算率	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設		
		÷ 各月初日の利用子ども数				
		基本額 16,620 +	処遇改善等加算 160 × 加算率			
		÷ 各月初日の利用子ども数				
処遇改善等加算 ^(注2)	㉓	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額		1 各月初日の利用子どもの単価に加算 2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
		・ 処遇改善等加算 - 49,650 × 人数A × 1/2	・ 処遇改善等加算 - 6,210 × 人数B × 1/2			
冷暖房費加算	㉔	1 級 地	1,650	4 級 地	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
施設関係者評価加算 ^(注2)	㉕	29,710 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
除雪費加算	㉖	5,890		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算 ^(注2)	㉗	72,730 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
入所児童処遇特別加算	㉘	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3 月初日の利用子どもの単価に加算		
		800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
		1200時間以上	1,045,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算 ^(注2)	㉙	75,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
小学校接続加算 ^(注2)	㉚	48,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉛	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算 ^(注2)	㉜	75,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定